

雇 児 発 0331 第 16 号
平成 29 年 3 月 31 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 5 月 27 日に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）では、児童相談所及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の専門性強化を図る観点から、児童福祉司等について、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修等の受講が義務付けられたところである。

これを踏まえ、児童福祉司等に義務付けられた研修等の内容、実施体制等を構築するため、当職が開催する「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、児童相談所等の専門性強化を図るための検討を行い、研修等の到達目標やカリキュラム等を策定し、当該カリキュラム等を基に、研修等の基準等を平成 29 年厚生労働省告示第 130 号、同第 131 号、同第 132 号、同第 134 号で定めたところである。

については、貴自治体における研修等の実施に当たっての参考とするため、研修等の詳細について下記のとおり定めたので、研修等の適正かつ円滑な実施及び管内市町村に対して周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

「以下省略」